

2009-6-26

<図表編>

図表1 退職給付制度・企業年金制度の普及状況

	退職給付制度のある企業			企業年金制度のある企業		
	1993	2003	2007	1993	2003	2007
1000人以上	99.7%	97.1%	95.2%	89.1%	86.4%	76.8%
300～999人	98.7%	95.7%	92.2%	79.6%	74.0%	63.9%
100～299人	95.2%	89.5%	88.0%	59.3%	58.4%	51.8%
30～99人	90.1%	84.7%	81.7%	41.2%	38.9%	30.2%
平均(企業数)			83.9%			37.5%
平均(企業数)	88.9%	92.0%	85.3%	48.8%	46.4%	40.0%

(出所)厚生労働省「就労条件総合調査」

平成20年調査は常用労働者30人以上の民間企業を対象(斜字体)

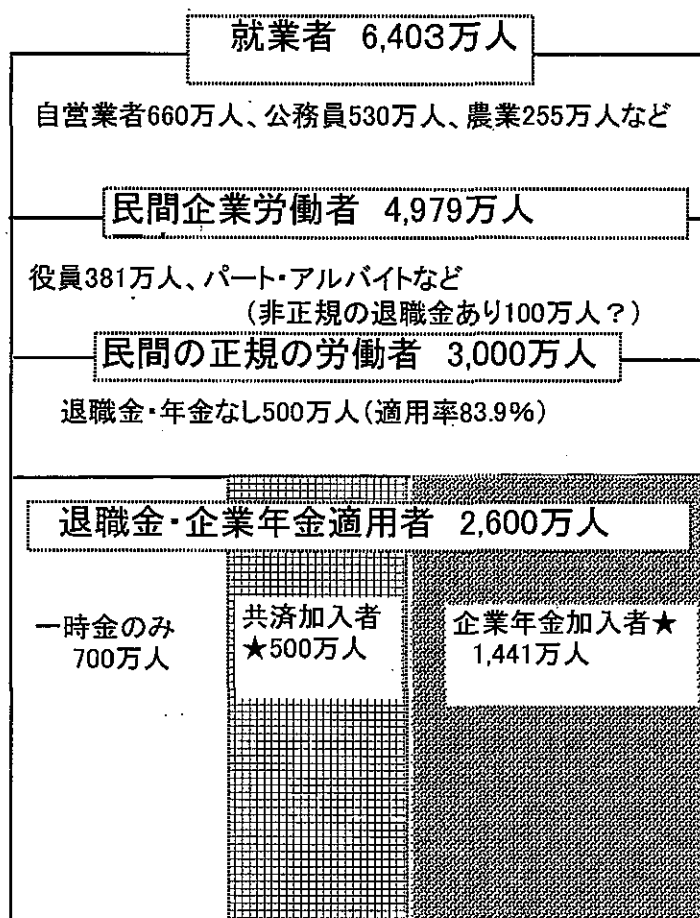
従来は本社の常用労働者数30人以上の民間企業を対象

図表2 民間雇用者における退職給付制度・企業年金制度のカバレッジ

従業員規模	正社員数 (万人)	退職給付 導入率	適用従 業員数	企業年金 導入率	適用従業 員数
1000人以上	667	95.2%	635	76.8%	512
100～999人	908	89.0%	808	54.7%	497
30～99人	556	81.7%	454	30.2%	168
小計	2,131	89.0%	1,897	55.3%	1,177
30人未満 (30～99人と同じ 適用率と仮定)	872	81.7%	712.42	30.2%	263.344
合計	3,003		2,610		1,441

(正社員数は総務省「労働力調査」より)

図表3 全就業者・雇用者における退職給付制度・企業年金制度のカバレッジ



*週35時間以上の雇用者

★がついているのは税制適格な社外積立制度の加入者

総務省「労働力調査(平成19年版)」、

労働省「就労条件総合調査(平成20年版)」

図表4 退職給付制度における年金制度の現価

産業、 学歴・職種、	計			退職年金制度のみ			勤続35年以上 両制度併用		
	退職給付総 現価額 (合計額)	一人平均 一時金 選択額 (万円)	現価にしめ る割合	退職給付 総現価額 (合計額)	一人平均 一時金 選択額 (万円)	現価にしめ る割合	退職給付 総現価額 (合計額)	一人平均 一時金 選択額 (万円)	現価にしめ る割合
産業計									
大学卒 管理・ 事務・技術職	1,348	697	51.7%	2,249	1,388	61.7%	1,141	539	47.2%
高校卒 管理・ 事務・技術職	1,228	690	56.2%	1,531	1,025	67.0%	1,151	605	52.6%
高校卒 現業職	1,027	649	63.2%	1,429	1,067	74.7%	931	549	58.9%
中学卒 現業職	967	639	66.1%	1,136	973	85.6%	913	534	58.4%
製造業									
大学卒 管理・ 事務・技術職	1,454	634	43.6%	2,345	1,083	46.2%	1,255	534	42.5%
高校卒 管理・ 事務・技術職	1,240	724	58.4%	1,660	1,120	67.5%	1,096	588	53.7%
高校卒 現業職	988	663	67.1%	1,417	1,169	82.5%	904	565	62.4%
中学卒 現業職	985	679	69.0%	1,145	955	83.4%	926	578	62.4%
非製造業									
大学卒 管理・ 事務・技術職	1,278	739	57.8%	2,188	1,582	72.3%	1,066	542	50.9%
高校卒 管理・ 事務・技術職	1,221	670	54.9%	1,417	942	66.5%	1,180	614	52.0%
高校卒 現業職	1,072	633	59.0%	1,439	984	68.4%	964	529	54.9%
中学卒 現業職	914	522	57.1%	1,090	1,063	97.5%	881	420	47.7%

(出典:「平成20年就労条件総合調査」)

図表5 高齢者世帯に於ける収入の内訳

	総所得	稼働所得	公的年金・恩給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	仕送り・企 業年金・個 人年金・そ の他所得
所得額(万円)	306.3	56.2	209.4	23.0	2.5	15.2
100分比	100.0	18.4	68.4	7.5	0.8	5.0

(出所)国民生活基礎調査(平成19年)

図表6 世帯主年齢別の収入・資産・負債の状況

	世帯主の年齢					
	～29歳	30～39	40～49	50～59	60～69	70歳～
持家率(%)	26.8	51.3	77.1	88.0	92.2	92.2
年間収入	449	576	754	844	561	453
貯蓄	246	619	1,108	1,724	2,353	2,410
負債	452	739	968	548	202	111
ネット貯蓄 (貯蓄-負債)	-206	-120	140	1,176	2,151	2,299

出所:総務省「家計調査」(H20.1-3月期)

図表7 老後の生活資金をまかなう手段(アンケート調査)

	公的年金	企業年金・退職金	個人年金保険	銀行等の年金型商品 (※)	損保の年金型商品	生命保険	預貯金	有価証券	不動産による収入	老後も働いて得る収入	子供からの援助	その他	わからない
平成19年	86.2	38.6	33.9	9.0	5.0	15.1	64.6	7.3	4.8	18.4	3.3	0.7	4.1
平成16年	83.4	33.9	31.8		4.7	18.6	63.1	5.3	4.1	19.3	4.0	0.6	4.8
平成13年	84.3	40.1	36.7		6.0	23.5	64.5	5.9	4.4	18.5	3.5	0.4	4.5
平成10年	82.0	37.0	40.1		5.8	24.9	64.1	4.4	4.3	18.4	4.0	0.1	5.6

※平成19年調査から変更

(出所)生命保険文化センター

図表8 企業年金制度の加入者数推移

(年度末)

制度の種類		厚生年金 基金	適格退職 年金	確定給付 企業年金	企業型 確定拠 出年金	小計(重 複有り)	中小企業 退職金共 済(上段は 契約事業 所数)	合計(重 複有り)
2001	制度数	1,737	73,582		70	75,389	419,957	495,346
	加入者数	1,090	920		9	2,019	266	2,285
2002	制度数	1,656	66,741	15	361	68,773	406,303	475,076
	加入者数	1,050	860		33	1,943	260	2,203
2003	制度数	1,357	59,162	316	845	61,680	395,544	457,224
	加入者数	850	800	140	71	1,861	261	2,122
2004	制度数	838	52,761	987	1,402	55,988	387,954	443,942
	加入者数	623	653	314	126	1,716	264	1,980
2005	制度数	687	45,090	1,432	1,866	49,075	385,079	434,154
	加入者数	531	567	384	173	1,655	276	1,931
2006	制度数	658	38,885	1,941	2,313	43,797	382,436	426,233
	加入者数	524	506	430	219	1,679	284	1,963
2007	制度数	626	32,825	3,101	2,725	39,277	379,368	418,645
	加入者数	480	442	506	271	1,699	293	1,992

企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」

信託協会「企業年金の受託概況」

加入者数の単位は万人

図表9 退職金・年金税制の現状

	事業主拠出分について			本人拠出分について		支給段階 税制上の取扱い
	拠出段階		運用段階	拠出段階	運用段階	
	損金算入の有無	従業員の給与所得算入の有無	特別法人税課税の有無	所得控除の有無	運用益課税の有無	
一時金 (内部積立)	(退職給与引当金廃止後は、支給時に損金算入)	—	—	—	—	退職所得課税(退職所得控除)
中小企業退職金共済制度	損金	給与とみなさず非課税	非課税	—	—	退職所得課税 または雑所得課税 (公的年金等控除あり)
特定退職金共済制度	損金	給与とみなさず非課税	非課税	—	—	退職所得課税 または雑所得課税 (公的年金等控除あり)
厚生年金基金	損金	給与とみなさず非課税	代行部分の3.23倍まで非課税 それを超える部分は課税	所得控除 (社会保険料控除)	本人には課税されない	退職所得課税 または雑所得課税 (公的年金等控除あり)
確定給付企業年金	損金	給与とみなさず非課税	特別法人税課税	生命保険料控除(年50,000円まで) それ以外は課税後給与から拠出	本人には課税されない	本人拠出分は非課税 それ以外は退職所得課税 または雑所得課税 (公的年金等控除あり)
適格退職年金	損金	給与とみなさず非課税	特別法人税課税(特例適格退職年金は代行部分の3.23倍まで非課税)	生命保険料控除(年50,000円まで) それ以外は課税後給与から拠出	本人には課税されない	本人拠出分は非課税 それ以外は退職所得課税 または雑所得課税 (公的年金等控除あり)
企業型確定拠出年金	損金	給与とみなさず非課税 (企業年金がある場合は年間276,000円まで ない場合は年間552,000円まで)	特別法人税課税	—	—	退職所得課税 または雑所得課税 (公的年金等控除あり)
個人型確定拠出年金	—	—	—	自営業者は年816,000円まで (国民年金基金との調整あり) 企業年金等がない企業の勤労者は年216,000円まで それを超える拠出は不可	特別法人税課税	退職所得課税 または雑所得課税 (公的年金等控除あり)
<参考> 生命保険・個人年金	—	—	—	個人年金保険料控除または生命保険料控除(いずれも年50,000円まで) それ以外は課税後給与から拠出	非課税	本人拠出分は非課税 それ以外は一時所得課税 または雑所得課税 (公的年金等控除なし)

図表10 課税繰延べの意味

	税率			当初元本 (課税後)	1年後	10年後 元利合計	課税額	課税後 支給額
	拠出時	運用時	支給時					
①	20%	20%	非課税	80.0	81.3	93.8	0.0	93.8
②	非課税	特別法人税0.4%	20%	100.0	101.6	117.2	23.4	93.8
③	非課税	特別法人税0.4%	10%	100.0	101.6	117.2	11.7	105.5
④	非課税	特別法人税1.6%	10%	100.0	100.4	104.2	10.4	93.8

(前提) 全て課税前所得は100、利率2%、拠出時・運用時の限界税率(所得税・住民税)20%
 (結論) 拠出時と支給時の限界税率が等しければ、(限界税率×利率)の特別法人税を課すことで
 受給者の手取額は変わらないので税収ロス(税の優遇)はない
 支給時の限界税率が10%になると、(限界税率×利率)の特別法人税を課しても、
 受給者の手取額が増加数する

図表11 米国における企業年金制度のカバレッジ

	全労働者	雇用者 (21~64歳)	民間雇用者	公共部門雇用者 (21~64歳)	フルタイム雇用者 (21~64歳)
(単位:百万人)					
合計	158.1	131.2	110.1	21.1	97.1
年金制度のある 事業主に働く人	81.9	75.6	58.0	17.6	61.3
加入者	65.6	62.2	46.3	15.9	53.7
(単位:%)					
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年金制度のある 事業主に働く人	51.8	57.6	52.7	83.3	63.1
加入者	41.5	47.4	42.0	75.4	55.3

(出所:EBRI)

図表12 公的年金等控除の概要

受給者の年齢	定額控除	定率控除		最低保証額
		収入金額		
65歳未満の者	50万円	~360万円	収入金額×25%	70万円
		360万円~720万円	収入金額×15%	
		720万円~	収入金額×5%	
65歳以上の者	100万円	~360万円	収入金額×25%	140万円
		360万円~720万円	収入金額×15%	
		720万円~	収入金額×5%	

図表 13 リースター年金における所得階層別補助金・税還付効果(2008年)

(単位:ユーロ)

所得額	夫婦補助 (A)	子供補助* (B)	自己負担 保険料(C)	税金還付 (D)	保険料 合計	補助・税金効果 (A+B+C/D)
1.5万	308	370	60	—	738	92%
2.5万	308	370	322	—	1,000	68%
4.0万	308	370	922	—	1,600	42%
5.0万	308	370	1,322	—	2,000	34%
7.5万	308	370	1,422	14	2,100	33%

*2008年以降に誕生した子供には補助額が上乘せされる

(出典) ZUKUNFT klipp + klar, Die neue Rente, 2005.

(出所) ニッセイ基礎研究所 基礎研レポート2006年12月号

図表 14 カナダにおける RRSP (Registered Retirement Savings Plan) の概要

有資格者	<ul style="list-style-type: none"> 71歳未満で所得のある人(配偶者分も積立可能) 								
非課税拠出上限	<ul style="list-style-type: none"> 20,000カナダドル(2008年)または前年所得の18%のうち、低い 超過積み立ては控除できず、2000ドル以上超過すると罰則課 下記の企業年金への拠出額(過去勤務分は除く)をペンション・アジャストメント(PA)として差し引く <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>制度名</th> <th>PA額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利益分配制度 (Deferred Profit Sharing Plan)</td> <td>企業の実際の拠出額</td> </tr> <tr> <td>企業型確定拠出年金 (Money Purchase Provision)</td> <td>企業及び従業員の実際の拠出額に剰余の分配を加えた額</td> </tr> <tr> <td>確定給付年金 (Defined Benefit Provision)</td> <td>(当年末の年金月額 - 前年末の年金月額) × 9 - 600ドル</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未使用の拠出枠は繰り越し可能 	制度名	PA額	利益分配制度 (Deferred Profit Sharing Plan)	企業の実際の拠出額	企業型確定拠出年金 (Money Purchase Provision)	企業及び従業員の実際の拠出額に剰余の分配を加えた額	確定給付年金 (Defined Benefit Provision)	(当年末の年金月額 - 前年末の年金月額) × 9 - 600ドル
制度名	PA額								
利益分配制度 (Deferred Profit Sharing Plan)	企業の実際の拠出額								
企業型確定拠出年金 (Money Purchase Provision)	企業及び従業員の実際の拠出額に剰余の分配を加えた額								
確定給付年金 (Defined Benefit Provision)	(当年末の年金月額 - 前年末の年金月額) × 9 - 600ドル								
老齢での引き出し	<ul style="list-style-type: none"> 69歳到達時点までに一定率以上の引出、終身年金、一括のどれかで引き出しを開始する(課税) 								
途中引き出し	<ul style="list-style-type: none"> 住宅購入及びフルタイムの通学のため2万ドルまで借り入れ可能(住宅は15年以内、通学は10年以内に返済) それ以外は有税で引出可能(源泉所得課税) 								

図表 15 米国に於ける IRA(Individual Retirement Savings Account の概要)

	通常のIRA	ロスIRA
課税形態	拠出時・運用時非課税 (70.5歳が拠出上限)	拠出は課税後所得から 運用時・支給時非課税 (年齢制限無し)
拠出枠	1人6000ドル(2008年,50歳以上) ただし、企業年金との調整あり(所得が一定額を超えると段階的に拠出上限を減額)	1人6000ドル(2008年,50歳以上) ただし、所得による調整(フェーズアウト)あり
支給 (引き出し)	59.5歳以降可能 (70.5歳以降は必須) 59.5歳以前の引出にはペナルティ(10%課税) 教育・住宅・医療などへの支出はペナルティなしで可能 他の年金制度からの資産移換(ロールオーバーIRA)あり	59.5歳以降可能 (70.5歳以降は必須) 59.5歳以前の引き出しには利息分にペナルティ(10%課税) 教育・住宅・医療などへの支出はペナルティなしで可能